

# 物品購入契約約定

## (総則)

第1条 受注者は、頭書の物品購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書及び図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の契約物品を、頭書の契約金額をもって、頭書の納入場所に、頭書の納入期限（以下「納期」という。）までに納入しなければならない。

2 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、すみやかに発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

## (納入の通知)

第2条 受注者は、納入場所に契約物品を納入するときは、直ちに納品書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

## (受領検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは直ちに契約物品の検査を行うものとする。

2 受注者は、受注者が前項の検査に立会わないときは、検査結果について異議を申し立てることはできない。

3 検査に直接必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品に係る損失は、すべて受注者の負担とする。

## (再検査)

第4条 前条の検査に合格しないときは、受注者は、直ちに取替え又は補修を行い、納期内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。

2 受注者は、不合格になった契約物品については、すみやかに納入場所から引き取らなければならない。

## (所有権の移転)

第5条 契約物品の引き渡しは、前2条に規定する検査又は再検査に合格したときをもって完了し、その所有権は発注者に移転するものとする。

## (危険負担)

第6条 発注者と受注者双方の責めに帰することができない事由により、引き渡し前に物品が滅失し、または損傷した場合には、発注者は契約を解除することができる。

## (一般的損害等)

第7条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

## (契約の変更)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは契約の内容を変更し、若しくはその納入を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納期を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## (納期の延長)

第9条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により納期内に契約物品を納入することができないときは、納期内に理由、延期日数等を詳記した期限延長の申出書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により申出書を受理したときは、内容を検討し、正当であると認めるときは、納期を延長できる。

## (履行遅滞の場合の損害金)

第10条 受注者の責に帰すべき事由により、納期までに納入することができない場合において期限後に納入の見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収して納期の延長を認めることができる。ただし検査又は再検査に要した日数は遅延日数に算入しないものとする。

## (代金の支払)

第11条 受注者は、第5条に規定する引き渡しがあったのちに、所定の手続きに従って契約代金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときはこれを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責に帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払が遅れたときは、発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率をもって計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

## (発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は納期内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行にあたり、監督員その他職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者がその違反を是正しないとき。

(5) 前4号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 第9条の規定により、納期の延長を申請した場合で、発注者が、発注者の責に帰し難い事由により、その変更に応ずることができないとき。

(7) 第14条の規定によらず、契約の解除を申し出たとき。

(8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力

団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 物品の仕入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を物品の仕入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所はその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

3 受注者は、第1項の違約金を超えて発注者に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（談合その他の不正行為等に係る発注者の解除権）

第13条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定による契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少するとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

（権利義務の譲渡等）

第15条 受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、受注者が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合における市の対価の支払による弁済の効力は、盛岡市上下水道局財務規程（平成22年4月1日上下水管規程第3号）第33条第3項に規定する支出負担行為の確認を金銭出納員が行った時点で生ずるものとする。

（契約不適合責任）

第16条 発注者は、成果品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者の事前の承諾を得て、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が発注者の供した材料の性質又は発注の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受注者が、その材料又は指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（損害賠償額の予約）

第17条 受注者は、この契約に関して、第13条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、発注者が特に損害額がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を越える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約外の事項)

第18条 この契約についての定めのない事項及び発注者と受注者間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度発注者と受注者とが協議して定めるものとする

## 公正な職務の執行に係る特記仕様書

### (基本的事項)

第1 発注者と受注者は、この契約の履行にあたり、盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年条例第29号。以下「条例」という。）に基づき、市民の利益の保護を図るため、法令の遵守及び倫理の保持並びに公正な職務の執行を確保しなければならない。

### (通報対象事実)

第2 通報対象事実とは、受注者の役員、従業員その他の関係者（以下「役職員」という。）の契約事務等に係る職務の執行に関する事実で、法令に違反するもの又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与えるおそれがあるものをいう。

### (公益通報)

第3 公益通報とは、受注者の役職員が、通報対象事実が生じている、又は生じるおそれがある旨を盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除くものとする。

### (通報対象事実に係る措置)

第4 受注者は、契約の履行にあたり、通報対象事実があったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、当該事実の中止その他是正のために必要な措置を講じなければならない。

### (調査の協力)

第5 受注者及び受注者の役職員は、通報対象事実に関し、発注者、盛岡市公正職務委員会又は盛岡市公正職務審査会が行う調査に協力しなければならない。

2 受注者及び受注者の役職員は、調査に協力した際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (不利益な取扱いの禁止)

第6 受注者は、契約の履行にあたり、受注者の役職員に対し、条例に基づく公益通報をしたこと、又は通報対象事実に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 受注者は、前項の理由により不利益な取扱いがあったと認められ、発注者から勧告を受けたときは、その不利益を回復するために必要な措置を講じなければならない。

### (公表)

第7 発注者は、受注者が正当な理由なく第4又は第6の措置を講じないと発注者が認めたときは、その旨を公表することができるものとする。

### (契約の解除及び損害賠償)

第8 発注者は、受注者が第4又は第6の勧告に正当な理由なく従わないとき又は第5の調査に正当な理由なく協力しないときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 契約の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合についてはこの限りではない。

# 盛岡市随意契約見積参加者心得

## (趣旨)

第1 この心得は、見積通知書に示した事項のほか、随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）の心得について必要な事項を定めるものとする。

## (基本的事項)

第2 見積人は、見積り前に指定場所においてこの心得、仕様書、図面その他の書類を閲覧し、現場等を熟知のうえ見積りしなければならない。この場合において、この心得、仕様書、図面その他の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

## (電子入札システムへの利用者登録)

第2の2 電子入札システムを用いた見積りを行う場合にあつては、見積人は見積り前に利用者登録ログイン用ID・パスワードを取得し、電子入札システムにて利用者登録を行っていないなければならない。

## (見積りの方法)

第3 見積人は、見積書を見積りに付する事項ごとに作成し、見積通知書に示した見積りの日時及び場所において提出しなければならない。

2 郵便による見積りにあつては、前項の規定にかかわらず、見積書を書留郵便により見積通知書に示された日時までに所定の場所に提出しなければならない。

3 電子入札システムを用いた見積りにあつては、前2項の規定にかかわらず、見積人は、見積金額その他所定の情報を見積通知等に表示された見積りの日時に電子入札システムに入力することにより、見積書を作成し、提出しなければならない。

## (代理見積り)

第4 見積人は、その代理人により見積りするときは、見積り前に委任状を見積りを執行する職員に提出しなければならない。この場合において、同時に2以上の件数の見積りを行うときは、それらの見積りの件名を連記した1通の委任状によることができる。

2 見積人及びその代理人は、当該見積りに対する他の見積人の代理をすることはできない。

## (見積書の書換え等の禁止)

第5 見積人は、その提出した見積書の書換え、差替え又は撤回してはならない。

## (公正な見積りの確保)

第5の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積人は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積人と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積人は、契約の相手方の決定前に、他の見積人に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

## (見積りの取りやめ等)

第6 市長は、見積人が連合し、不穏の行動をする等により、見積りを公正に執行することができないと認めるときは、当該見積りの執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 市長は、見積りの執行の際見積通知書に示した見積りの場所において、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、当該行為を行った者をその場所から退去させることがある。

(1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとする事。

(2) 公正な価格の成立を害し、又は不正な利益を得るため連合すること。

## (見積書記載事項等)

第7 見積書には次の事項を記載しなければならない。ただし、別途指示のあるものについては、その指示によるものとする。

(1) 頭書に「見積書」である旨

(2) 見積金額

(3) 見積件名

(4) 盛岡市随意契約見積参加者心得を承諾のうえ見積りする旨

(5) 見積年月日

(6) 見積参加者住所・氏名（法人にあつては商号、代表者職氏名）・押印、ただし、代理人が見積りを行う場合は、委任者住所・氏名（法人にあつては商号）、代理人氏名・押印

(7) あて名

2 前項の規定に関わらず、電子入札システムを用いた見積りにあつては、電子入札システムに見積金額その他必要な事項を入力し、提出したことをもって、前項各号の事項が記載されたものとみなす。

3 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、見積人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載するものとする。ただし、別途指示のあるものについては、その指示によるものとする。

## (見積書の開封)

第8 見積書の開封は、見積通知書に示した見積りの場所において、見積りの終了後に行う。

2 市長は必要があると認めるときは、見積書の開封にあたり見積人の立会を求めることがある。この場合において、見積人が立ち会わないときは、当該見積りの事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

3 電子入札システムを用いた見積りにあつては、第1項の規定にかかわらず、電子入札システムにおいて見積書の開封を行う。

## (見積りの無効)

第9 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

(1) 見積通知書に示した見積りの日時及び場所（郵便による見積り又は電子入札システムを用いた見積りの場合を除く。）以外でした見積り

(2) 委任状を持参しない代理人のした見積り

(3) 記名押印を欠く見積り（電子入札システムを用いた見積りの場合を除く）

(4) 金額を訂正した見積り

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

(6) 明らかに連合によると認められる見積り

(7) 同一事項の見積りについて同一人が同時に2通以上提出した見積り

(8) 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした見積り

(9) 郵便による見積りにおいて、見積書が所定の日時までに所定の場所に到着しない見積り

(10) 郵便による見積りにおいて、一般書留又は簡易書留以外の方法で提出した見積り

(11) 郵便による見積りにおいて、見積書が同封されていない見積り

(12) 郵便による見積りにおいて、内封筒に指定された事項が記載されていない見積り

(13) 郵便による見積りにおいて、内封筒に記載された事項と見積書に記載された事項が相違する見積り

(14) 電子入札システムを用いた見積りにおいて、市長の承諾を得ず又は指示によらずに行った紙による見積り

(15) 電子入札システムを用いた見積りにおいて、電子入札システムによる見積書と紙による見積書を二重に提出した見積り

(16) 電子入札システムを用いた見積りにおいて、見積参加者又は第三者が不正な手段により情報を改ざんした見積り

(17) 第7第1項に規定された記載事項が見積書に正しく記載されていないもの

(18) 前各号に掲げるもののほか、見積りに関する条件に違反した見積り

## (見積りが無効となった者との再度見積り)

第10 見積りが無効となった場合にあつても、当該見積りを行った者は、再度見積りに参加することができる。ただし、電子入札システムを用いた見積りにあつては、この限りではない。

## (見積りの辞退)

- 第 11** 見積りは、市長から見積人として指名されたときは、見積りの執行の完了に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。
- 2 見積りは、前項の規定に基づき見積りの辞退をしようとするときは、その旨を次に掲げるところにより届け出るものとする。ただし、電子入札にあってはこの限りでない。
- (1) 見積りの執行前にあっては、辞退届を契約担当職員に直接持参し、又は郵送（見積日の前日までに到達するものに限る。）をすること。
- (2) 見積りの執行中にあっては、辞退届又はその旨を明記した見積書を見積りを執行する職員に直接提出すること。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として当該見積り以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 4 提出した辞退届は、いかなる理由があっても撤回することができない。

#### (契約の相手方の決定)

- 第 12** 契約の相手方は、予定価格の制限の範囲内で最低（収入の原因となる契約にあっては最高）の価格をもって見積りをした者とする。
- 2 契約の相手方となるべき同価の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積人にくじを引かせて（電子入札システムを用いた見積りの場合にあっては電子くじにより）契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該見積りの事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 契約の相手方を決定したときは、直ちに見積人にその氏名（法人にあっては、その名称）及び金額を告知する。

#### (再度見積り)

- 第 13** 第 8 の規定により開封した場合において、見積人の見積りのうち予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、直ちに再度の見積りを行うことがある。ただし、第 1 回目の見積りに参加しなかった者は、再度の見積りに参加できない。

#### (契約の締結)

- 第 14** 契約の相手方は、契約担当職員から示された契約書又は請書（以下「契約書等」という。）の案に基づいて契約書等を作成し、記名押印の上契約の相手方として決定された日から7日以内にこれを提出しなければならない。
- 2 契約の相手方が前項の期間内に契約書等を提出しないときは、契約の相手方としての決定を取消す場合がある。
- 3 契約の相手方決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該契約の相手方が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該契約の相手方と契約を締結しないものとする。
- (1) 市営建設工事請負契約を締結する場合において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に申請したもの）にあっては、総合評価値を取得しているものに限る。以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過したとき。
- (2) 市営建設工事請負契約を締結する場合において、法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を対象工事に対する業種について岩手県を含む地域で命ぜられたとき。
- (3) 前号の場合のほか、当該契約に係る営業又は事業に関する法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖を命ぜられたとき。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされているとき。
- (5) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）に基づく指名停止措置又は文書警告を受けたとき。
- (6) 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるとき。

- 4 議会の議決を要する契約にあって、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に前項各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、仮契約を解除するものとする。

#### (契約保証金)

- 第 15** 契約の相手方は、契約書等を提出するときまでに、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を市に納付し、又は第17に規定する契約保証金に代わる担保を提供しなければならない。ただし、第16の規定に基づき当該契約保証金の納付又は担保の提供について全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 契約の相手方は、前項ただし書の場合において、契約保証金の納付又は担保の提供を免除された理由が第16第1号に該当するときは、同号に掲げる履行保証保険契約に係る証券を、第16第2号に該当するときは、同号に掲げる工事履行保証契約に係る証券を契約書に添えて提出しなければならない。

#### (契約保証金の減免)

- 第 16** 市長は、契約の相手方が次に掲げる場合に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことがある。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されること。

#### (契約保証金に代わる担保)

- 第 17** 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により契約の相手方が契約保証金の納付に代えて提供できる担保は、次の各号に掲げるものとし、その保証価格は、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 国債及び地方債 額面金額全額
- (2) 政府の保証のある債券及び金融債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する額
- (3) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手（持参人払式のものを又は会計管理者を受取人とするものに限る。） 小切手金額
- (4) 債務の不履行により生じる損害金の支払に係る銀行、契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 保証する金額

#### (契約保証金又は契約保証金に代わる担保の還付)

- 第 18** 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約履行後に還付する。ただし、市長は、財産の売払いの契約において、契約保証金（第17第3号の銀行が振出し又は支払保証をした小切手を含む。）を売払代金に充当することにより売払代金が完納されることとなり、かつ、買受者が契約上のその他の義務の履行を怠るおそれがないと認めるときは、契約保証金を売払代金に充当することができる。
- 2 市長は、契約の変更により契約金額に減少があったときは、その減少額に相当する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を還付することができる。